

市街化調整区域に建設される学生下宿の半田市承認基準

- 第1 大学施設から半径1 km以内に建設されるものであること。
- 第2 下宿の建設と運営について日本福祉大学と協定が締結されたものであること。
- 第3 半田市国土利用計画上営農環境保全地区とされていない既存集落地区内に建設されるものであること。
- 第4 建築物は地階を除く階数が3階以下であること。
- 第5 日影規制は、建築基準法に定める第一種住居専用地域の基準に準じること。
- 第6 建築物は周辺環境と違和感のない色とすること。
- 第7 申請は、1申請につき30戸を限度とすること。
- 第8 一戸につき1台以上の駐車場が敷地内に確保されていること。
- 第9 承認戸数は、大学との協議のうえ必要最小限度とする。なお、承認戸数の合計は最大150戸を超えないこととする。

附 則

この基準は、平成6年9月7日から施行する。